

都市計画道路3・6・32号市川鬼高線（外環道路東側）事業説明会

議事録（要点筆記）

期 日：平成26年11月29日（土）

時 間：午前11時～正午

会 場：勤労福祉センター分館 3階大会議室

主 催：市川市道路交通部都市計画道路課

1 挨拶（課長）

省略

2 事業説明

【全体】

- ・本事業は、都市計画道路3・6・32号の一部区間、外環道路との交差点の東側（行徳街道との交差点先まで）約650mの区間について、道路拡幅と行徳街道との交差点改良を行い、道路機能の強化を図るものである。

【事業の選定経緯】

- ・本市は、平成5年、外環道路の計画受入れの際、事業主体である国に対し、外環道路に接続する都市計画道路の整備について配慮するよう等の要望をした。
- ・同時に、道路ネットワーク構築の観点から、外環道路に関連する都市計画道路「4路線」を優先整備路線として選定した。
※「4路線」＝3・6・32号（市川鬼高線）、3・4・12号（北国分線）、3・4・14号（大洲平田線）、3・4・23号（田尻二俣線）
- ・平成25年、「次期整備路線の選定について」庁内協議を行い、道路ネットワークの構築、整備効果の早期発現等の観点から比較検討し、3・4・12号（北国分線）の未整備区間約280メートルと3・6・32号の外環道路東側（行徳街道との交差点先までの区間）を最優先で整備することとし、平成25年度の施政方針において表明した。
- ・これを受け、昨年8月には、「事業化に向けた説明会」と題して、「事業の概要」についての説明会を開催した。
- ・その後、本事業区間の自転車・歩行者の交通量調査、現況測量等を行うとともに、道路の幅員構成や交差点改良について検討し、交通管理者である警察との協議を行う等してきた。

【整備区間】

- ・整備区間の西端は、マルエツ南八幡店前の交差点部、東端は、道路北側は保健センター先の市道とのT字交差点箇所、南側はほぼ同位置の民有地先の市道とのT字交差点箇所となる。

【道路規格】

- ・計画交通量は1日当り7500台、道路区分は第4種第2級、設計速度は、毎時40Km。
- ・計画交通量は、平成42年における市内道路の交通量推計によっている。
- ・総事業費は、概算で約40億円と見積もっている。

【事業目的】

- ・事業目的は以下の3つ。
 - ① 歩行者の安全な歩行空間の創出
 - ② 自転車の快適な走行空間の創出
 - ③ 行徳街道との交差点改良による交通の円滑化
- ・整備効果としては、市街地に16メートル幅員の空間が確保されるため、緊急時の避難路、延焼遮断帯となるなど、沿道やその背後地を含めた地域の防災空間としての機能が期待できる。

【整備計画】

- ・事業区間を通じて、道路幅は都市計画決定どおり16mで整備する。

【一般部の幅員構成】

- ・車道部は、自動車の車線が上下2車線、車線の幅は3m。自動車の車線の左側に、上下線とも、幅1.5mの自転車専用通行帯いわゆる自転車レーンを設置する。
- ・歩道部は、2.5mの歩道、その車道寄りに1mの植樹帯を設ける。
- ・植樹帯は、約15m間隔で植樹柵を設置して街路樹を植え、この区間を並木道とし、緑化と木陰の形成を図る。
- ・植樹帯については、沿道の土地利用の状況を踏まえ、並木と並木の間についても、歩行者が利用できる空間とし、歩行者にとってより安全で快適な歩行空間を確保する。

【交差点の幅員構成】

- ・行徳街道との交差点改良として、右折レーンを交差点の両側に設置して自動車交通の円滑化を図る。
- ・全体幅員は都市計画決定どおりの16m、車道部は各3mの上下2車線に加え、2.75mの右折レーンを設置する。自転車レーンは、交差点進入部では両側とも1.125mとなる。
- ・歩道部は、一般部と同様に両側に2.5mの歩道を確保する。

【隅切り】

- ・交差点改良の一環として、交差点の四隅に隅切りを行い、信号待ちの歩行者の待機場所を設け、あわせて車両の「見通し」を確保する。
- ・交差点の北側には、千葉県が昭和57年に都市計画決定した隅切り線に沿って隅切りを行

う。

- ・交差点の南側は、都市計画線としての隅切り線がないので、道路法による道路区域の決定により隅切り線を決定する。

【自転車レーンについて】

- ・国土交通省・警察庁から「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が示され、自転車はあくまで車両であることを原則とし、道路の交通状況に応じて自転車と自動車との棲み分けについて整備形態を選定するという考え方が示されている。
- ・これを受け、本市も平成25年12月、「自転車走行空間ネットワーク基本構想」を見直し、その後の庁内検討会においても、自転車走行については、自転車レーンの設置を基本とするという方向で検討を進めている。
- ・本事業区間の自転車交通量、歩行者数の現況調査では、自転車交通量は昼間の12時間で1000台に達しており、大きな需要があることがわかった。
- ・このような事情を踏まえ、自転車レーンを設置することとした。
- ・自転車レーンは車道に設置される車線であるので、走行方向は自動車と同一方向となり、反対側のレーンに移動するときは、他の車両の進行妨害とならないようにして横断することになる。

【事業手法について】

- ・道路整備計画を事業化する場合には、都市計画法によって行う方法と、道路法によって行う方法とがある。
- ・都市計画法による場合には「事業認可」により、道路法による場合には「道路区域の決定や変更決定」により、以後、事業地とした土地について、建物の増改築等の行為制限がかかる。
- ・本事業は、道路法による整備を予定している。

【今後のスケジュール】

区域線測量

- ・本年度、事業区間の沿道の区域線測量を行っている。
※区域線測量とは、これは、現況の道路区域と沿道の土地との境界が未確定の箇所について、沿道の土地所有者の立会いを得て官民境界を確定するもの。

地権者説明会

- ・平成27年5月ごろ、「地権者説明会」を開催する予定。地権者、借家人を対象とし、用地測量や平成28年度からの着手を予定している用地買収や補償について説明を行う。

道路区域の変更決定

- ・平成27年6月ごろ、新たに道路区域となる土地について、道路法による「道路区域の変更決定」を行う。
- ・変更決定は、道路法に基づき「告示」するが、地権者への個別の通知はしない。

- ・道路区域の変更決定がなされると、新たに道路区域となった土地については、建物の増改築等、土地の区画形質の変更が制限される。厳密にいきますと、道路管理者である本市の許可がないと土地の区画形質の変更ができなくなる。
- ・土地の区画形質の変更については、原則として不許可として運用することになるので注意いただきたい。

用地測量

- ・道路区域の変更決定をした後、平成27年7月ごろから、用地測量に着手する。
- ・用地測量では、現況道路との官民境界以外のすべての隣接土地との境界を、それらの土地の土地所有者全員の立会いを得て確定する。
- ・用地測量により、事業用地にかかる面積、残地の面積が具体的に算定可能となる。
- ・平成27年度は、用地測量に費やされるものと見込んでいます。

用地交渉

- ・平成28年度からは、用地交渉に入らせていただきたいと考えている。

工事着手・完成時期

- ・事業用地を取得後に工事着手となる。
- ・事業の完了時期については、現時点における「目標」として、平成34年度から「完成形」での供用を開始したいと考えている。

3 質疑応答

質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・事業によって買収対象となる土地の面積を個別に教えてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度に予定している用地測量を行わないと、事業地・残地の面積が確定しないので、現時点ではお知らせできません。用地測量によって確定したときは、個別にお知らせします。
<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の設置場所は、沿道の庭木の状況等、周辺状況を考慮して決定してもらえるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹は柵形式で概ね15m間隔で植樹する予定ですが、位置については道路詳細設計において精査します。沿道の用途、車の出入り等の状況を考慮して配置すべきと考えています。

<p>① 国道 14 号、行徳街道の渋滞が激しい。650m区間を拡幅しても国道に逃げる道がない。どこから、計画交通量 1 日当り 7500 台という数字がでてきたのか。</p> <p>② 650m という短い区間を整備しても渋滞は解消されないのではないか。</p>	<p>① 交通センサスの数値を基礎にして、平成 24 年に本市が行った将来交通量推計の結果に基づいています。道路は恒久的に利用するものなので、平成 42 年・2030 年という長期の予測としています。道路整備を新規に行うときは、計画交通量を定めて国の事業採択等を受けることとなります。計画交通量は、都市計画道路がすべて整備された場合（フルネット）のものです。外環関連事業として千葉県で 4 路線、市川市で 4 路線を整備します。現在、千葉県事業で国道 14 号（3・4・21 号）の外環接続部について整備を進めています。</p> <p>② 本事業は、道路拡幅をして、歩行者・自転車の安全・快適な通行を図ることを主目的としています。</p>
<p>・街路樹を植栽して景観に配慮しているようだが、電線類の地中化は考えていないのか。</p>	<p>・この路線の選定に際しては、事業効果の早期発現が大きな動機となっています。電線類の地中化には各ライフライン事業者との調整・施工に膨大な時間を要しますので、本事業に併せて地中化を行うことは考えていません。</p>
<p>・28 年度から用地買収を行うとのことだが、価格の算出基準・根拠について教えてほしい。</p>	<p>・公共事業の場合、不動産鑑定士による鑑定評価による価格を採用します。鑑定手法としては、1 月 1 日時点の公示価格、県が公表する 7 月 1 日時点の土地価格のほか、近隣の取引事例等を収集して行っています。</p>
<p>① 工事はいつからはじまるのか</p> <p>② 沿道の状況を見ると植樹できるところはほとんど無いのではないのか。道路敷地として家屋まで削られる方がいる中で、ばらばらな植樹となるなら、植樹帯はいらぬのではないのか。</p>	<p>① 工事の時期については、用地買収が一定程度進んでからでないと着手時期について確定的なことは申し上げられません。</p> <p>② 植樹樹の位置については、道路詳細設計において、沿道の状況・景観に配慮しながら精査します。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道の設置、信号機の増設はどのような計画になっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、千葉県警との協議により4箇所に横断歩道の設置を予定しています。道路詳細設計の時点でさらに千葉県警と協議をします。 ・信号機については、マルエツ前のみよし通りとの交差点に、従来から設置要望がありますが、水路があり信号柱が建てられない状況です。本事業の中で、信号機設置ができるよう、千葉県警に強く要望し、設置する方向で進めていきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ① この計画はすでに決定しているのか。 ② 説明会の内容について、議事録を作成して地元配布することはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 3・4・12号北国分線、3・6・32号市川鬼高線外環東側については、平成26年の施政方針を市議会において表明しており、事業計画は決定されています。 ② 議事録につきましては、関係4自治会の会長と相談の上、議事録をお渡しする方向で考えます。

(参 考)

・出席者数 80人

※沿道の「土地・建物所有者」として開催通知を差し上げた107名のうち46名の方が出席されました（出席率は42％）。